

最近の海岸環境行政の動向

国土交通省 河川局 海岸室長 岸田 弘之

1. はじめに

海岸法が平成11年に改正されてもうすぐ8年になる。

防災が目的だった旧海岸法に「海岸環境の保全と整備」を追加した改正海岸法は、当時としては画期的で今後の新しい展開が期待された。現状を見ると、必ずしもそれに十分応えられていない面があると思うが、ここでは海岸法が改正された以後の主な海岸環境行政の動向について概観することにしたい。

2. 計画面での取り組み

改正海岸法では新しい海岸保全に関する計画制度が規定された。その一つが全国的な視点からの海岸保全の理念として策定することになった「海岸保全基本方針」である。平成12年5月に策定されたこの基本方針では、「国民共有の財産として美しく、安全で、いきいきとした海岸を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする」として、海岸の保全に関する基本的な事項として海岸環境の整備及び保全について規定するとともに、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項として自然豊かな海岸の整備を規定している。まさに海岸環境を事業や管理の中心に位置づけたものである。

またこの基本方針を受けて、全国71沿岸で都道府県が策定する「海岸保全基本計画」は平成18年3月までに策定されたが、この中でも海岸環境の状況や海岸環境の整備・保全に関する施策を定めている。

3. 事業面での取り組み

法律を変えても事業が変わらなければ何も変わら

ないとの思いから、改正海岸法の目的である防護・環境・利用の調和を目指し、地域と共生し、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る過程をより広く示すため、「自然共生型海岸づくり」の進め方を平成15年3月にまとめた。この手引きは、防護・環境・利用の相互間でのトレードオフの問題や自然環境に配慮した海岸整備を進めていくための技術的知見の問題等の課題について、地域を中心とした関係者の合意形成を図りつつ、関係者の協力のもとで海岸づくりを進めていくことのために事例を交えて方針を示したものである。これからの事業の展開にあたっては、この進め方を一つの基本において進めていくことにしている。即ち各海岸での事業をするにあたって、地域との合意形成を計画の段階から進めることにより、地域に愛され、地域と共生する海岸づくりが実施されはじめている。また、海岸事業については景観に関する指摘がなされることが多いが、平成18年1月に策定された「海岸景観形成ガイドライン」に従い、今後の事業においては展開されるものと考えている。

4. 管理面での取り組み

改正海岸法では、海岸管理面で大きく二つの制度を設けた。一つは、海岸管理者である都道府県知事に代わって、海岸の日常的な管理を市町村長も実施出来ることにしたことである。始めは箇所が限定されていたが、平成17年3月現在で全国で530箇所以上の海岸が指定されている。この中には、京都府京丹後市のように、鳴き砂で有名な琴引浜の自然環境を保全するための行為の規制や維持管理方策を定めている事例も多い。また二つめは、海岸環境を保全し

ていくための行為を規制する区域を指定することにしたことである。これも当初は指定件数が少なかったが、平成18年3月現在180余りの海岸で指定がなされている。この中には、遠州灘沿岸全体を指定し、アカウミガメの産卵地や海浜植物の植生地などである砂浜の保全を積極的に図っていこうとしているものもある。

5. 調査面での取り組み

事業や管理を実施していくためには、とりわけ自然環境に関する技術的知見が必要であるとの認識から、専門的な知見をもとに海岸に生息する生物の状況を調べるための「海辺の生物国勢調査マニュアル(案)」を平成15年3月に策定した。しかし、海岸は余りに延長が長く、状況も各海岸でかなり異なっているため、直ぐに全ての海岸で調査を行うためには、このマニュアルを使うとなるのは難しいと思われる。そこで地域特性に応じたより広く多岐に亘る海岸環境に関する情報を収集し、提供するためのツールを検討していく必要が生じた。海岸環境に関するデータは、自然環境や社会環境から海岸利用まで出来るだけ広く多くの地域の方々を中心として収集し、利用される手法としてインターネットや携帯電話によるシステムを考えており、「海岸環境情報システム」として現在検討を進めているところである。システムとしては海岸環境情報WEBサイトとして構築していくことを目指しており、これからの海岸環境に関する様々な施策や管理に是非活かすように使い勝手の良いものにしていきたいと考えている。

6. 海岸ゴミに関する取り組み

外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化している。海岸室では平成16年2月から海岸ゴミ対策のためには沿岸域における広域的な連携が不可欠であり、情報の共有化が必要との観点から、NPO、学識経験者、行政等の関係者が参加した「きれいな海辺アクトフォーラム」を年1回開催し、海岸の美化について地域住民やボランティア等のご協力を得ながら進めると共に、参加しやすい仕組みづくり等について検討を進めている。政府においても平成18年4月より局長級の「漂流・漂着ゴミに関する関係省庁会議」が設置され、平成18年度末までに被害の著しい地域への当面の対策を取りまとめるとともに、国際的な対応を含めた発生源対策の検討などの中期的な課題の検討を行うことになっている。

7. 今後の海岸環境行政に向けて

地球温暖化に伴う異常気象により台風も巨大化し、非常に大きな高潮や高波が来襲している昨今、海岸を取り巻く状況は非常に厳しいものがある。一方で海岸侵食が海岸環境に直接・間接に影響を与え、それが貴重な国土を失うことにつながり、国土保全にもボディーブローのように効いているということをおぼろげに忘れてはならない。そして海岸環境が国土管理のバロメーターであることを念頭に置きながら海岸行政を展開していきたいと考えている。